（業務規程の記載事項）

第十一条の九　法第二十一条の十九第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業適応促進業務の実施体制に関する事項

イ　事業適応促進業務を統括する部署に関すること。

ロ　事業適応促進業務に係る人的構成に関すること。

ハ　事業適応促進業務に係る監査の実施に関すること。

ニ　事業適応促進業務を行う地域に関すること。

ホ　事業適応促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。

二　事業適応促進業務の実施方法に関する事項

イ　貸付けの相手方

ロ　貸付けの対象となる資金

ハ　貸付けの限度額

ニ　貸付けの手続及び審査に関する事項

三　貸付けのために必要な事業適応促進円滑化業務による貸付け及び利子補給金の支給の内容に関する事項

四　事業適応促進業務に係る債権の管理に関する事項

五　事業適応促進業務に係る帳簿の管理に関する事項

六　事業適応促進業務の委託に関する事項

七　その他事業適応促進業務の実施に関する事項

（法第二十一条の十九第四項第三号イの主務省令で定める者）

第十一条の十　法第二十一条の十九第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第十一条の十一　法第二十一条の二十第二項の規定による届出は、様式第十八の十三による変更届出書により行わなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

（業務規程の変更の申請等）

第十一条の十二　指定金融機関は、法第二十一条の二十一第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十八の十四による変更認可申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　変更する規定の新旧対照表

二　変更後の業務規程

三　変更に関する意思の決定を証する書面

（協定に定める事項）

第十一条の十三　法第二十一条の二十二第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業適応促進業務の内容及び方法に関する事項

二　事業適応促進円滑化業務の内容及び方法に関する事項

三　事業適応促進業務に係る債権の管理に関する事項

四　その他事業適応促進業務及び事業適応促進円滑化業務の実施に関する事項

（帳簿の記載）

第十一条の十四　法第二十一条の二十三の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業適応促進業務の実施状況

二　事業適応促進業務に係る債権の状況

三　事業適応促進業務を行うために公庫から受けた事業適応促進円滑化業務による貸付け及び利子補給金の支給の状況

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定金融機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3　指定金融機関は、帳簿（前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、事業適応促進業務に

［新設］

［新設］

［新設］